

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

内閣総理大臣は、緊急時モニタリングの結果等を勘案して原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態解除宣言を行うとともに、原災法第15条第4項の規定により、原子力災害事後対策を実施する区域を指定し、国、県、市及び関係機関は、原子力災害事後対策を実施することとしている。

市及び県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、県及び国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策における避難区域等の設定を行う。

第4節 放射性物質による汚染の除去等

市は、復旧・復興に遅れが生じないように、県、国、原子力事業者及び関係機関とともに、国が整備するガイドライン等をもとに放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うとともに、廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ、緊急事態応急対策として実施された、立入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示する。また、解除実施状況を確認する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に復旧に向けた環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。市は住民等に対し周知徹底を図る。

その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第7節 災害記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

市は、県の協力を得て、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 被害状況調査の実施

市は、県の指示と協力により、災害時における規制措置等により物的損害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

3 健康調査の実施

市は、県及び国と協力し、原子力災害時に緊急事態応急対策を講じた区域の住民等に対し、継続的な健康調査を実施する。

4 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

第8節 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

市は、県、国及び防災関係機関と連携し、不安軽減のための適切な情報を提供し、心身の健康の保持・増進に努めるため、要配慮者にも十分配慮した、心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

第9節 被災者等の生活再建等の支援

1 被災者等の生活支援

(1) 市は、県、国及び関係団体等と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 市は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置し、市外及び県外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等の協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

(4) 原子力事業者は、速やかな被災者の損害賠償請求等への対応のため、相談窓口を設置する

など必要な体制を整備する。

なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するものとされている。

第10節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県、防災関係機関を始め、経済団体や農林水産業団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、科学的根拠に基づく放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

第11節 被災中小企業等に対する支援

市は、中小企業等の被災状況を確認し、県と連携し支援方針を定めた上で、必要に応じて、国と協調した中小企業高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付及び中小企業向け県制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付及び税の軽減などの支援措置を行う。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第12節 物価の監視

市及び県は、国の協力を得て、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、生活関連物資の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第13節 原子力事業者への要請

市は、原子力災害事後対策を的確かつ円滑に実施するため、必要に応じて原子力事業者に対して要員の派遣や除染等に必要となる原子力防災資機材の貸与を要請する。